

【再評価理由】 ①国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの

【事業種別】 連続立体交差事業

【事業名】 阪急電鉄京都線・千里線連続
立体交差事業

＜再評価5回目＞ [前回 平成29年度事業再評価]

令和4年5月

建設局

(京都線) 東淀川区柴島1丁目～東淀川区上新庄1丁目

(千里線) 東淀川区柴島2丁目～吹田市清和園町



[事業目的]

- 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業は、崇禅寺駅～上新庄駅付近(京都線)、柴島駅～吹田駅付近(千里線)について、鉄道を現在の地上から高架化することにより、17箇所の踏切(うち開かずの踏切は4箇所)を除却し、道路交通の円滑化、踏切事故の解消を図るとともに、鉄道により分断されている市街地の一体化を図るものである。
- 淡路駅周辺地区土地区画整理事業との一体整備により、密集市街地の解消と併せて、駅前交通広場や商店街の再編を行いまちづくりを促進する。

【都市計画決定】

- ・当初：平成 6年12月14日
- ・変更：平成19年 3月30日 (鉄道線形の変更)
- ・変更：平成26年 2月14日 (鉄道線形の変更)

[建設局運営方針における街路事業の位置づけ]

【経営課題】【戦略及び具体的取組】(街路事業 抜粋)

経営課題	戦略及び具体的取組み
経営課題3 【都市の成長と魅力向上】 都市のストック・ポテンシャルを活用して魅力ある都市空間を創出するとともに都市交通を充実させ大阪・関西の成長を牽引するまちづくりを実現する。	(交通の円滑化) 【3-4-2 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業】 ○阪急電鉄京都線・千里線について、淡路駅周辺(約7.1km区間)の高架化により踏切除却、交差道路の整備(拡幅等)を実施し、交通阻害の解消を図る。 ・事業用地の取得及び高架化工事を引続き推進する。

[事業内容]

【鉄道の高架化】

- ・工事延長 約7.1km
- ・除却される踏切数 17箇所(吹田市域1箇所含む)
- ・高架化される駅 4駅(崇禅寺駅、淡路駅、柴島駅、下新庄駅)

【付属街路の整備】

- ・付属街路 8路線(L=約5.9km、W=6~10m)
(阪急京都線東付属街路1号線・2号線、阪急京都線西付属街路1号線・2号線
阪急千里線東付属街路1号線・2号線、阪急千里線西付属街路1号線・2号線)



誰もが使いやすい駅施設へ

新しい駅は、お年寄りやお身体の不自由な方にも快適な駅を目指しバリアフリーに配慮した施設を整備します。

淡路駅



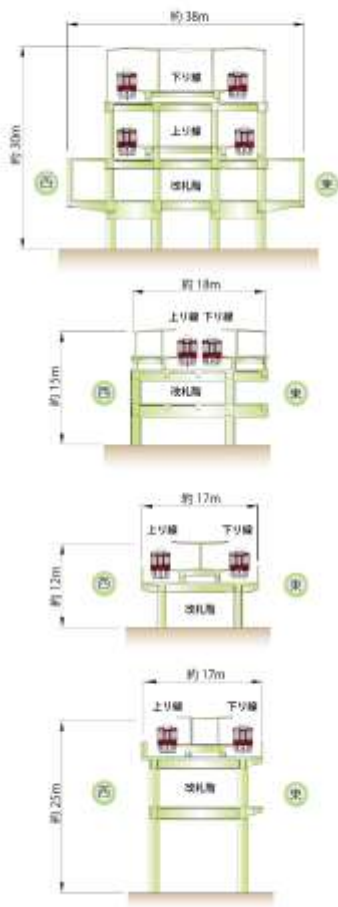
崇徳寺駅



柴島駅



下新庄駅



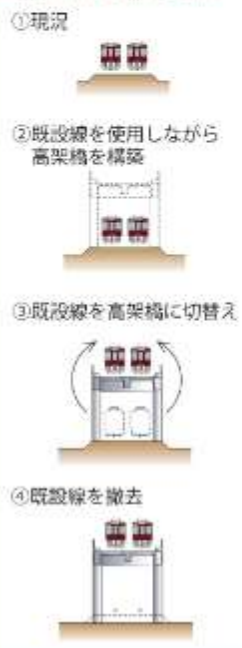
※本図はイメージであり今後変更することもあります

淡路周辺4駅の鉄道高架化は3つの工法で施工します。

直上施工

現在線（または仮線）を営業しながら、その上空を防護して構造物を構築。

京副線 崇徳寺駅～成田橋駅付近
千原線 新幹線 文京町付近・他



別線施工

現在線を走らせながらその横に構造物を構築。

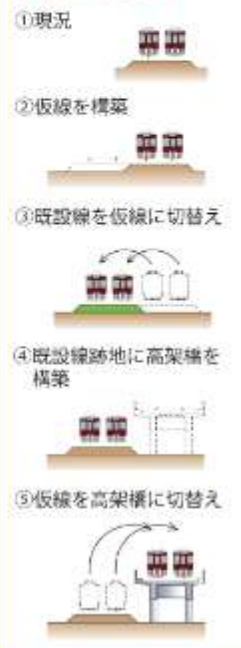
淡路駅駅、千原線 柴島駅付近・他

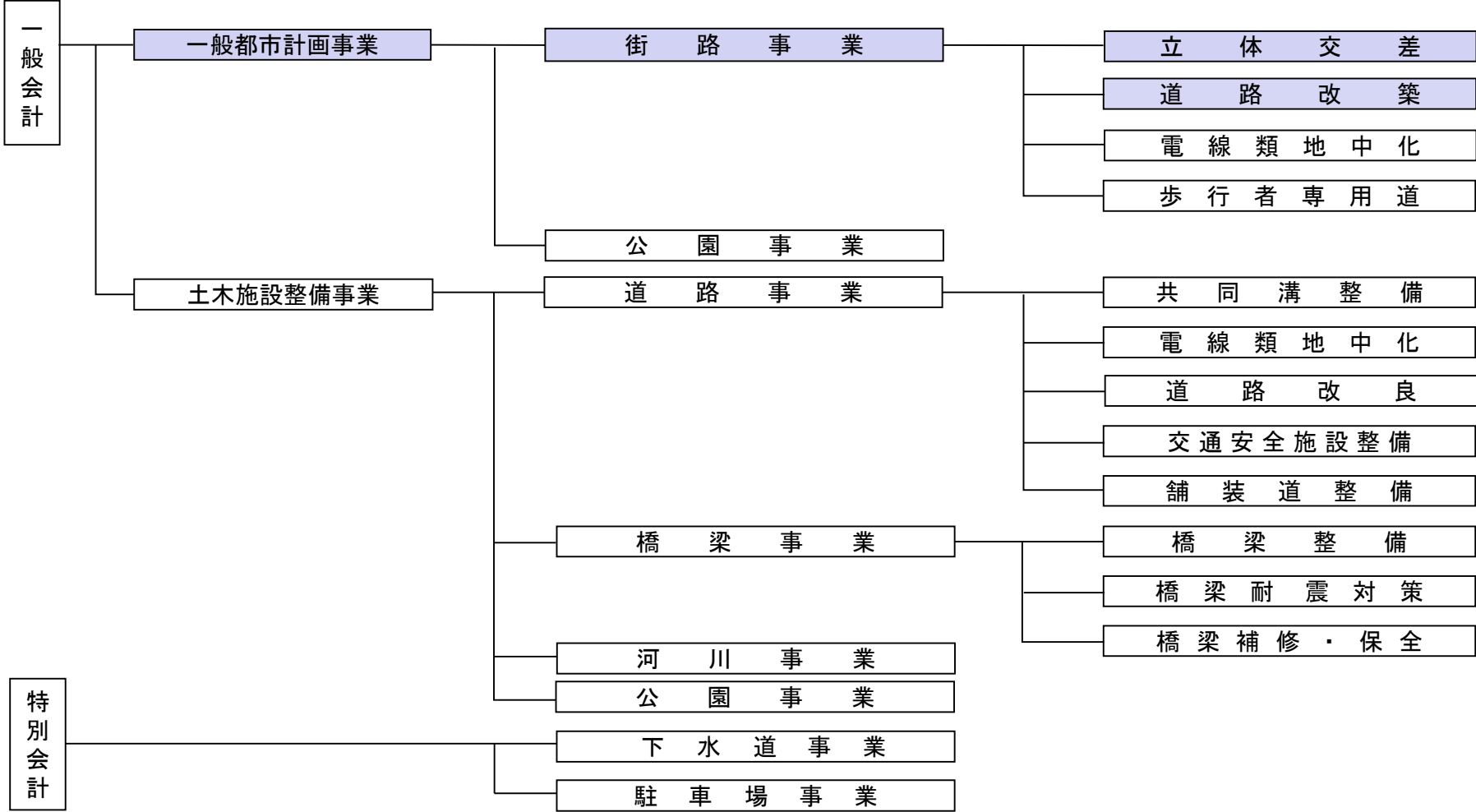


仮線施工

仮線を敷設して生まれた空間（現在線の軌道敷き等）に構造物を構築。直上施工と組合せて行う場合も有。

京副線 横田方
千原線 神崎川付近・他





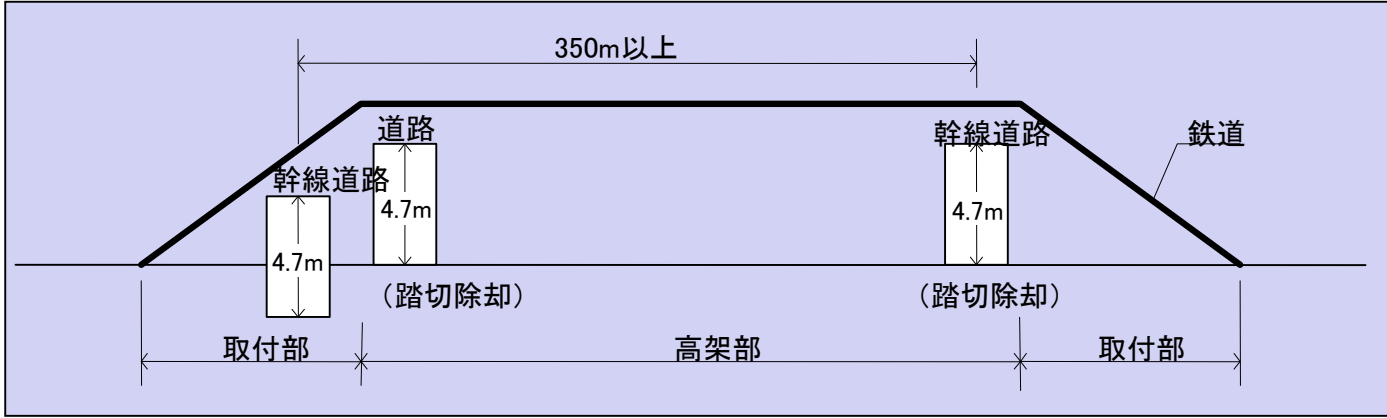
街路事業のうち道路と鉄道の立体交差（高架化・地下化）を 行う事業

■ 道路と鉄道の立体交差 ➡ 連続立体交差事業（通称「連立」）

市街地において道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化する事業で、多数の踏切の除却あるいは新設道路との立体交差を一挙に実現する事業。

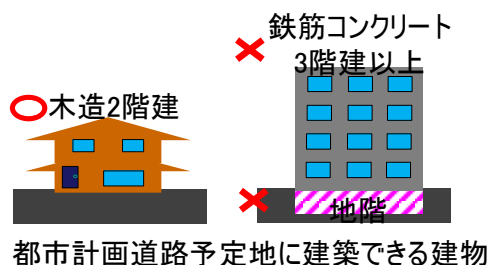
連続立体交差事業の定義（国土交通省の要綱）

- （１）標準型
 - ＊ 両端で350m以上離れた幹線道路を2本以上含む
 - ＊ 都市計画街路を含む道路と3箇所以上で立体交差
 - ＊ 2箇所以上の踏切を除却
- （２）幹線道路でピーク時遮断時間が40分／時以上 または
一日踏切交通遮断量50,000台時／日の踏切を含む3か所以上を立体交差など



- 街路事業の着手までには、都市計画法に基づく、計画決定及び事業認可の手続きが必要となる。
- 計画が決定されると、その都市計画道路予定地内には、
都市計画法により建築制限がかけられる（法第53条）。

- ・ 都市計画道路予定地内で建築物を建てる場合は、市長の許可が必要となる。
- ・ 一般に建築できる建物は、要件を満たし、容易に移転または除去できる建物。



※ 大阪市では、一部の区域で一定の要件に適合すれば、3階建でも認めています。

- 事業認可の告示がなされると、その都市計画道路予定地内には、都市計画法により、より強い権利制限がかけられる※（法第65条、第67条）とともに、土地収用法が適用される。

